

議案第 号

公の施設（宝塚市立宝塚自然の家）の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定しようとするので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年（2024年）9月 日提出

宝塚市長 山 崎 晴 恵

- | | | |
|---|------------|--|
| 1 | 公の施設の名称 | 宝塚市立宝塚自然の家 |
| 2 | 指定管理者となる団体 | 兵庫県宝塚市大原野字波坂1番地の64
一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ
代表理事 龍見 奈津子 |
| 3 | 指定の期間 | 令和7年（2025年）4月1日から
令和12年（2030年）3月31日まで |

議案第 号

公の施設の指定管理者の指定について
地方自治法(抜粋)

(公の施設の設置、管理及び廃止)

第244条の2第1項～第5項 (略)

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 (略)

令和6年(2024年)7月17日

宝塚市教育委員会 様

宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会

委員長 西本 望

宝塚市立宝塚自然の家の指定管理者の候補者選定について(答申)

令和6年(2024年)5月17日付け宝塚市教育委員会諮問第2号で諮問のありました標記のことについて、指定管理者の候補者を選定しましたので、下記のとおり答申します。

記

1 選定内容

(1) 選定の目的

宝塚市立宝塚自然の家について、指定管理者の指定期間が令和7年(2025年)3月31日をもって満了することから、令和7年(2025年)4月1日から令和12年(2030年)3月31日までの期間における当該施設の新たな指定管理者を、宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という)において決定された募集要項等及び選定基準に基づき適当な候補者の選定を行うものです。

(2) 選定する施設

宝塚市立宝塚自然の家

(3) 申請の状況

以下の者から申請がありました。

一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ

2 審議内容

(1) 選定委員会委員

委員長	西本 望	(武庫川女子大学教育学部教育学科 教授)
副委員長	服部 保	(兵庫県立大学 名誉教授)
委員	八木 剛	(兵庫県立人と自然の博物館 主任研究員)
委員	越智 彰	(越智税理士事務所 所長)
委員	平井 清文	(宝塚市自治会連合会 副会長)
委員	西上 公美子	(市民委員)

(2) 選定経緯

- ア 第1回選定委員会 令和6年(2024年)5月17日
(募集要項・業務仕様書・選定基準の決定)
- イ 申請期間 令和6年(2024年)6月1日から7月1日まで
- ウ 第2回選定委員会 令和6年(2024年)7月10日
(書類審査の実施)
- エ 第3回選定委員会 令和6年(2024年)7月17日
(プレゼンテーション審査の実施及び指定管理者候補者の決定)

(3) 審査方法

採点項目(16項目)と配点(120点満点)を設定し、提出された申請書類並びにプレゼンテーション及び質疑応答の内容を審査し、各項目を5段階で評価することとしました。選定に際しては、委員ごとの評価点合計の1位の判定が最も多い団体等に決定することとしました。選定に際しては、委員6人の評価点を合計して720点満点とし、432点(60%)を必要最低点数と定め、この点数に満たない者は候補者に選定されないこととしました。

※第3回選定委員会では委員が1人欠席したため、委員5人の評価点の合計600点を満点とし、必要最低点は360点(60%)としました。

3 選定結果

(1) 選定結果

一般社団法人宝塚にしたに里山ラボの総評価点は600点満点中474点(79.0%)で、必要最低点数360点(60%)を上回っていました。

これら各委員の審査結果に基づいて委員会で審議を行った結果、以下の申請者を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

住 所 兵庫県宝塚市大原野字波坂1番地の64
名 称 一般社団法人 宝塚にしたに里山ラボ
代表者 代表理事 龍見 奈津子

(2) 選定理由

候補者として選定した一般社団法人宝塚にしたに里山ラボの評価点数は600点満点中474点で、79.0%の評価点率でした。

選定に当たり、特に評価された点としては、自然環境及び文化財など本施設の特徴を活かした事業実績及び提案がなされたことが挙げられます。自然を利用した動植物の観察会、西谷地域の食を利用した食育体験などの事業実績を今後も推進していくことで、自然に対する興味、関心の醸成といった野外活動ができる社会教育施設としての役割を果たすことが期待できます。また、若い世代に訴求力のあるデザイン性の高い広告

やSNS等を使った効果的な情報発信について評価しています。

以上を踏まえ、本委員会としては、同団体を指定管理者の候補者として選定することが適当であると決定しました。

4 選定に当たって

当該団体等を指定管理者の候補者として選定するにあたり、本委員会としては特に以下の点について十分な理解と配慮を求め、提案内容を誠実かつ確実に履行するよう努められることを望みます。

- (1) 教育活動に対する取り組みについて評価はしていますが、今後もより一層の教育委員会との連携で、学校教育の利用向上に努めること。
- (2) 地域を巻き込んで、子どもたちがふるさと意識の醸成ができるような事業に取り組むこと。
- (3) 利用者が、安全で安心して活動ができるよう、日頃から危機管理対策を念頭においた、研修や訓練に取り組むこと。

市立宝塚自然の家指定管理者選定審査結果

	事業者名	総評価点(600点満点)	得点率
1	一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ	474	79.0%

宝塚市立宝塚自然の家指定管理者選定審査結果表

評価項目	採点項目	配点	A委員	B委員	C委員	D委員	E委員	得点 合計
1 公平性	市民の平等な利用が確保されていること	50	8	10	8	8	10	44
	設置目的が達成されるものであること	25	4	5	4	4	5	22
	利用対象者が平等なサービスが受けられるものであること	25	4	5	4	4	5	22
2 効果性	施設の効用を最大限に発揮でき、サービスの向上が図られること	100	12	16	16	12	18	74
	サービス向上を実現する具体的な提案(計画)であるか	50	8	8	8	6	10	40
	利用者からの要望(苦情)の把握とその解決策(実現方策)を持っていること	50	4	8	8	6	8	34
3 効率性	管理運営経費の縮減	75	12	12	12	9	13	58
	経費適正のための具体的な方策があるか	50	8	8	8	6	8	38
	適正な収支計画と認められるか	25	4	4	4	3	5	20
4 管理運営能力	施設の安定した管理運営	150	23	24	24	23	28	122
	施設の運営に必要な専門知識を持っているか	50	8	8	8	8	10	42
	事業内容に適した人員及び備品・設備等の配置計画となっており、適正な管理運営になっているか	25	4	4	4	4	4	20
	候補者の経営状況(財務基盤)が安定していること	25	4	4	4	4	4	20
	個人情報の保護・管理に関する対策が十分か	25	3	4	4	3	5	19
	当該施設または類似施設の適正な管理運営実績があるか	25	4	4	4	4	5	21
5 維持管理能力	施設の適切な維持管理	75	7	12	12	10	15	56
	災害その他緊急時の危機管理体制が確立されているか	50	4	8	8	8	10	38
	施設の維持管理の範囲が適性でその体制が明確にされ、安全・安心の施設管理が出来ること	25	3	4	4	2	5	18
6 特殊性	施設の特殊性	150	22	30	24	14	30	120
	宝塚自然の家だけでなく、西谷地域の活性化につながる提案(計画)内容となっているか	50	8	10	8	2	10	38
	多世代に向けての自然体験活動、環境学習活動、文化財活用を実施する提案(計画)内容となっているか	50	8	10	8	6	10	42
	社会教育施設として学校教育との連携につながる提案(計画)内容となっているか	50	6	10	8	6	10	40
合計		600	84	104	96	76	114	474

団体等の活動概要

令和 6 年 6 月 30 日現在

団体等名称	一般社団法人宝塚にしたに里山ラボ		
所在地	宝塚市大原野字波坂1番地の64		
代表者職氏名	代表理事 龍見 奈津子		
設立年月日	2021年5月19日		
資本金(千円)	—		
事業所数	1	従業員数	10人
インボイス登録番号	T7140005025682		
業務概要	① 里山や自然を体験する事業 西谷地域の特色である里山や自然環境を体験する機会を提供しています。 ・宝塚市立宝塚自然の家の管理運営 ・自然体験等のプログラム提供 ・保全等に関するプログラム提供 ② 人や物や情報等をつなぐ事業 地域の情報発信に関する支援及び移住の受け皿づくりに関する取り組みなど、人や物や情報等がつながることを推進しています。 ・デジタルコンテンツ企画・制作 ・地域情報発信支援 ・WEB制作、写真撮影、印刷物の制作 ③ 里山の景観や暮らしや文化を守り伝えていく事業 地域での伝承や担い手の育成も含め、次世代に伝えるための事業を行っています。 ・西谷地域の里山の暮らしや文化を体験できるコンテンツの提供 ・農業体験プログラムの提供 ④ 農産物や食に関する事業 西谷の農産物の魅力を広める事業を展開しています。 ・冊子等の発行 ・農産物のPR		

※ 共同体を結成する場合は、構成員ごとに作成してください。

※ インボイス登録番号は、既に登録されていれば記載ください。

○宝塚市立宝塚自然の家条例

平成19年6月29日

条例第23号

(指定管理者の指定)

第18条 委員会は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事由があると認める場合を除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に宝塚自然の家の管理に係る業務に関する事業計画書その他の教育委員会規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して委員会に提出しなければならない。

3 委員会は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、宝塚自然の家の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

(1) 利用対象者の平等な利用を確保できるものであること。

(2) 事業計画書等の内容が宝塚自然の家の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

(3) 宝塚自然の家の管理を安定して行う能力を有していること。